## 〇地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

## (傍線部分は改正部分)

## (法第四十六条第五項の基準)

## 第二条の四略

## (法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額)

払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。 税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県民三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民県民税の額は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十第三条の八 法第七十一条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府

## (法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額)

の額に相当する部分の額とする。 第三条の十一 法第七十一条の四十七第二項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税れた道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製さ第三条の十一 法第七十一条の四十七第二項の当該市町村に係る個人の道

## (法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額)

れらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。

五日の翌日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌前項の期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年三月十

3

年三月十五日の翌日から、起算する。

## (法第四十六条第五項の基準)

## 第二条の四略

(法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額

第三条の八 法第七十一条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から政令第八条 の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府

## (法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額)

## (法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額)

第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税れた道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製さ第三条の十三 法第七十一条の六十七第二項の当該市町村に係る個人の道

の額に相当する部分の額とする

## 第七条の二の二 削除

令第八条 の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税れた道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から政府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製さ第三条の十三 法第七十一条の六十七第二項の当該市町村に係る個人の道

## (法第七十二条の五十五の三の総務省令で定める者等)

の額に相当する部分の額とする。

第七条の二の二 法第七十二条の五十五の三に規定する総務省令で定める 第七条の二の二 法第七十二条の五十五第一項の規定による申告をした者のうち事業税を課された者以外のものとする。

業所等の所在地に保存するものとする。
次に掲げる帳簿及び書類を整理し、五年間、これをその者の事務所、事は、その年において同条に規定する事業に関して作成し、又は受領した。 法第七十二条の五十五の三の規定の適用を受ける同条に規定する個人

関して作成した棚卸表その他の書類
- その年において当該事業に関して作成した帳簿及びその年の決算に

れらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。)品書、送り状、領収書その他これらに類する書類(自己の作成したことの年において当該事業に関して作成し、又は受領した請求書、納

## (法第七十二条の五十九第一項の基準)

## 第七条の二の三 略

## (政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 事業 業 ることが確実であると見込まれる者とする。 号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を経営す 聴導大訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六 に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、 に掲げる障害福祉サービス事業、 事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業, 成事業、 場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援 を経営する者とし、 定める者は、 移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、 地域子育て支援拠点事業、 (昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業 障害児相談支援事業、 子育て短期支援事業、 同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で 政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する 児童自立生活援助事業、 乳児家庭全戸訪問事業、 一時預かり事業、 一般相談支援事業、 小規模住居型児童養育 介助犬訓練事業、 放課後児童健全育 特定相談支援事業 養育支援訪問事 同項第四号の二 同項第五号

### 2及び3 略

## (政令第四十七条の三第二号に規定する総務省令で定める世帯等)

## (法第七十二条の五十九第一項の基準)

## 第七条の二の三略

## (政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、同項第四号の二事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事成事業、放課後児童健全育

ることが確実であると見込まれる者とする。 号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を経営す 聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六 に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、 、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号

## 2及び3 略

## (政令第四十七条の三第二号に規定する総務省令で定める世帯等)

10 2 9 第十条の七の三 第九条の四 2 第九条の三 用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、 (政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等) (退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税の一括徴収) 略 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の 略 略 略 児童福祉法第六条の二 2 9 第十条の七の三 第九条の四 2 第九条の三 2 の四」とあるのは、 て準用する。 一十八条」と読み替えるものとする。 (退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税の一括徴収) 「第四十五条の四」とあるのは「第三百十七条の八」と、 (政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等) 「第三百十七条の二第一 とあるのは (法第三百十七条の八の総務省令で定める者等) 略 第二条の三の一 略 略 この場合において、 「市町村民税」と、 略 第 「第三百十七条の八」と読み替えるものとする。 項」と、

### 第九条の二の三 略

する総務省令で定める者について準用する。この場合において 第二条の三の二第一項の規定は、法第三百十七条の八に規定 同項中

「第四十五条の二第 項」とあるのは 「道府県民税

「第五十条の二」とあるのは 「第三百

一項及び第三項の規定は 法第三 一百十七 条の 八の規

定の適用を受ける同条に規定する個人による帳簿及び書類の保存につい

第二条の三の二第二項中 「第四十五条

第一 同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定す 一項に規定する児童発達支援、 同条第三項に規定する医療型発達支援

る保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

12 11 略

略

13 略

14

総務省令で定めるものは、 る事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で 地域子育て支援拠点事業、 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児相談支援事業、 般相談支援事業、 特定相談支援事業、 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 相談室その他これに類する施設の用に供する 身体障害者の更生相談に応ず

(政令第五十六条の五十七第二項の要件等)

固定資産とする。

第二十四条の十四 く日本工業規格A九○○二 (木質材料の加圧式保存処理方法) 定める要件は、 工業標準化法 政令第五十六条の五十七第二項に規定する総務省令で (昭和二十四年法律第百八十五号) に適合す に基づ

る処理方法により行われるものであることとする

13

政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する

地域子育て支援拠点事業、

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

身体障害者の更生相談に応ず

相談支援事業

11 10 略

略

12 略

(政令第五十六条の五十七第二項の要件等)

固定資産とする。

総務省令で定めるものは、

る事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で

相談室その他これに類する施設の用に供する

第二十四条の十四 定める要件は、 次の各号のいずれかに掲げる 政令第五十六条の五十七第二項に規定する総務省令で

処理方法により行われるものであることとする。

〇 石 五 規格A九〇〇二(木材の加圧式防腐処理方法)又は日本工業規格A九 工業標準化法 (木材の木口加圧式防腐処理方法) (昭和 一十四年法律第百八十五号) に適合する処理方法 に基づく日本工業

工業標準化法に基づく日本工業規格A九一一二(拡散式防腐処理木 を製造するために施される処理方法2 政令第五十六条の五十七

## (地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

#### 略

付け及び保存をしなければならない。

以下次条 までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」と係にに関連する地方税関係帳簿(以下この号において「関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿が、法第七の計算、という。)の記録事項(当該関連地方税関係帳簿が、法第七の記録事項と当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係

下を防止する簡易な構造の扉を有するものとする。
される施設のうち、扉を有しないもの又は通風により木材の品質の低第三項に規定する総務省令で定める施設は、専ら木材の保管の用に供

専ら木材の保管の用に供される施設のうち、扉を有しないもの又は通風2 政令第五十六条の五十七第三項に規定する総務省令で定める施設は、

により木材の品質の低下を防止する簡易な構造の扉を有するものとする

## (地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

付け及び保存をしなければならない。 一様に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同 の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同 をまでにおいて「地方税関係帳簿」という。)に係る同項に規定する電 をまでにおいて「地方税関係帳簿」という。)に係る同項に規定する電 ではるでは、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同 の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている同 の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている同 の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている同項の表の各号

#### 略

以下第三十一条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」と「候簿に関連する地方税関係帳簿(以下この号において「関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿が、法第七的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下第三十一条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」と以下第三十一条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」といいでは、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係

ことができるようにしておくこと。いう。)の記録事項)との間において、相互にその関連性を確認する

### 三~五 略

法第七百四十八条第二項の承認を受けている<br/>
同項に規定する法人<br/>
2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、

中「日付け又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付け」と、同号ロいう。)に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「、勘定科目、取引金額その他の地方税関係書類」との当該承認を受けている。この場合において「地方税関係書類」と

## 3及び4 略

税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

人は

、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている地方

を対象を受けている関条第二項に規定する法

#### 略

システムを使用すること。

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理

#### イ 略

関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項の認定を受け監督する者の電子署名(認定認証事業者(電子署名及び認証業務にとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接口 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ご

ことができるようにしておくこと。いう。)の記録事項)との間において、相互にその関連性を確認する

### 三~五略

2

中「日付け又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。 類に応じた主要な記録項目」とあるのは いう。)に係る電磁的記録の保存について準用する。 る地方税関係書類(以下第二十八条までにおいて げる者の当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同項に規定す 法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項の表の各号の上 前項 前項第五号イ中 (第一号、 第二号及び第五号ハに係る部分を除く。 勘定項目、 取引金額その他の地方税関係帳簿の種 「その他の日付け」と、 「地方税関係書類」と この場合において の規定は 同号口 - 欄に掲

### 3及び4 略

税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。
上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている地方
5 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の

#### 略

システムを使用すること。 一 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理

#### イ 略

関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項の認定を受け監督する者の電子署名(認定認証事業者(電子署名及び認証業務にとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接ロー当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ご

又は商業登記法 に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名 た者をいう。 項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。 以下この号において同じ。)により同法第二条第三項 (昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第

(1) (4) 略

以下この号

において同じ。)を行うこと。

当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、

電子署名が行

下この号 務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。 れている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法 人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本デ - 夕通信協会という名称で設立された法人をいう。) が認定する業

以

において「タイムスタンプ」という。) を

付すこと。

(1) 及び(2) 略

二及びホ 略

三及び四 略

五. 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認

けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。

を受けている同条第二項に規定する法人

の当該承認を受

この場合において、 第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「そ

の他の日付け」と読み替えるものとする。

6

人 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法 は、 地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に

> 以下この号及び第三十一条において同じ。)を行うこと。 又は商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第 た者をいう。 に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名 項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。 以下この号において同じ。 )により同法第二条第三項

(1) (4)

付すこと。 務に係るタイムスタンプ 下この号及び第三十一条において「タイムスタンプ」という。)を れている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法 ―タ通信協会という名称で設立された法人をいう。) が認定する業 人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本デ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、 (次に掲げる要件を満たすものに限る。 電子署名が 行 以

(1) 及び(2) 略

二及びホ 略

三及び四

略

五. この場合において、 の他の日付け」と読み替えるものとする。 けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。 を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認 第一項第五号イ中「、勘定科目」とあるのは「そ

6 上欄に掲げる者は、 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第1 地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に 一項の表の各号の

## (地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

## 第二十六条 略

2

四号」とあるのは 種 帳簿にあつては、 他の日付け及び勘定科目 場合において、 の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。 受けている 係る部分に限る。 前条第 み替えるものとする。 類及び取引年月日その他の日付け」と、 る法第七百四十八条第二項に規定する法人 項 (同項第三号に係る部分に限る。) 及び前項 前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、 勘定科目を除く。)」とあるのは 「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と の規定は、 (勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係 法第七百四十九条第二項の承認を受けて 地方税関係書類に係る電磁的記録 同項第五号中 「地方税関係書類の 取引年月日その 「前条第一項第 の当該承認を (同項各号に この

げる場合とする。 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲

## (地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条

略

2 四号」とあるのは 場合において、 読み替えるものとする。 種類及び取引年月日その他の日付け」と、 帳簿にあつては、 他の日付け及び勘定科目 の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。 受けている同表の各号の中欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録 いる法第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を 係る部分に限る。) 前条第一項 (同項第三号に係る部分に限る。) 及び前項 前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、 勘定科目を除く。)」とあるのは 「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と の規定は、 (勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係 法第七百四十九条第二項の承認を受けて 同項第五号中 「地方税関係書類の 取引年月日その 「前条第 (同項各号に 一項第 この

もつて電磁的記録の保存に代えようとする場合 期間に限る。 ルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後 特定する期間が経過した日以後の期間 百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ 項において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七 の保存をしなければならないこととされている期間をいう。 その保存期間 おいて「地方税関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について、 十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百四 )につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を (地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿書類 (電子計算機出力マイクロフィ (以下第二十九条までに 以下この  $\mathcal{O}$ 

#### 二略

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けて4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第二

## (電磁的記録による保存等の承認の申請等)

## 第二十七条 略

#### 2 略

は、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所3 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係道府県知事

期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を 特定する期間が経過した日以後の期間 その保存期間 もつて電磁的記録の保存に代えようとする場合 ルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後 百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ の保存をしなければならないこととされている期間をいう。 おいて「地方税関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について、 十条第三項 において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百五 に規定する地方税関係帳簿書類 (地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿書類 (電子計算機出力マイクロフィ (以下第二十九条までに 以下本項

#### 略

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けている法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている地方税関係帳簿項の表の各号の上欄に掲げる者の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第二

## 第二十七条 略

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

#### . . .

2

略

は、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所3 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係地方団体の長

の所在地の道府県知事とする

4略

## (電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 県知事 合には、 項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する事務所所在地等の道府 第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場 第七百四十八条第 磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は )に提出しなければならない。 (以下次条までにおいて あらかじめ、 法第七百五十一条第一項に規定する者は、 項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条 次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一 「事務所所在地等の道府県知事」 同項に規定する電 一部について、 という 法

一 〜 五 略

2

一〜五略

事業所を移転した場合の承認の申請等

(主たる事務所又は

の所在地の道府県知事とする。

4 略

## (電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 体の長 合には、 項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する住所所在地等の 第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場 第七百四十八条第一 磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は )に提出しなければならない。 (以下次条までにおいて あらかじめ、 法第七百五十一条第一項に規定する者は、 項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条 次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一 「住所所在地等の地方団体の長」 同項に規定する電 部について、 という 地方団 法

一 〜 五 略

本 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記る 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に添付するものとする。 ときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出ときは、当該書類に当該変更をしようとする方には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に規定する申請書に記ときは、当該書類に当該書類に規定する者は、同項に規定する申請書に記書に添付するものとする。

一 〜 五 略

(住所又は主たる事務所若しくは事業所を移転した場合の承認の申請等

2 第二十九条 いう。 六及び七 五. 兀 三 げる事項とする。 を移転する前に承認を受けていたことについての事務所所在地等の道府 府県知事から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は事務所等 七百五十二条第 当該申請書に、 存場所 知事の証明書を添付しなければならない。 のとみなされた場合には、 受けた年月日 法第七百五十二条第一 事務所等を移転する前及び移転した後の事務所等 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保 事務所等を移転した日 事務所等を移転する前の事務所所在地等 以下この条において同じ。)を移転する前に事務所所在地等の道 略 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、 第二十七条第二項各号に掲げる書類及び事務所等 一項に規定する事務所等 (法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたも 以外の事務所又は事業所の所在地 項に規定する総務省令で定める事項は、 の所在地並びに事務所等を移転した後の事務 当該承認があつたものとみなされた年月日 の道府県知事による承認を 次に掲 (法第 を 2 第二十九条 いう。 当該申請書に、 六及び七 五. 兀 三 げる事項とする。 七百五十二条第 存場所 受けた年月日 法第七百五十二条第一 のとみなされた場合には、 住所等 住所等 住所等 住所等 略 以下本条 略 を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保 を移転した日 項に規定する総務省令で定める事項は、

体の長の証明書を添付しなければならない。 を移転する前に承認を受けていたことについての住所所在地等の地方団 団体の長から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は住所等 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、 第二十七条第二項各号に掲げる書類及び住所等 において同じ。 項に規定する住所又は主たる事務所若しくは事業所を )を移転する前に住所所在地等の地方 次に掲 (法第

る事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地 る事務所若しくは事業所の所在地並びに住所等 を移転する前及び移転した後の住所若しくは居所又は主た を移転した後の主た

を移転する前の住所所在地 (法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたも 当該承認があつたものとみなされた年月日 0 地方団体の長による承認を

## (電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第三十一条 録を、 規定する取引情報をいう。 号に掲げる要件に従つて保存しなければならない。 いて準用する同条第一 カ 地方税に関する法令の規定により、 引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、 クロフィルムを保存する場合を除き、 ところにより法第七百五十五条ただし書の書面又は電子計算機出力マイ 定する電子取引をいう。 号及び第三号の上欄に掲げる者は、 の措置を行い、 当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取 当該書面を保存すべきこととなる期間 法第七百五十五条に規定する法第七百四十八条第 第二十五条第一項第四号並びに同条第五項第五号にお 項第三号 ) を行つた場合には、 以下この項において同じ。 (同号イに係る部分に限る。 当該書面を保存すべきこととなる場 電子取引 当該電子取引の取引情報 次の各号に掲げるいずれ 次項又は第三項に定める (法第七百五十五条に規 に係る電磁的記 )及び第五 項の表第 (同条に

項にタイムスタンプを付すこと。 署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子

、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除

、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理してする法第七百四十八条第一項の表第一号及び第三号の上欄に掲げる者は2 法第七百五十五条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存を

(法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額の特例)	
附則	附則
第三十四条 略	第三十三条 略
(町村合併前の各市町村の旧課税限度額の計算の方法)	(町村合併前の各市町村の旧課税限度額の計算の方法)
2 略	2 略
第三十三条 略	第三十二条略
収入額の算定の方法)	収入額の算定の方法)
(市町村の廃置分合等があつた場合における昭和二十九年度の基準財政	(市町村の廃置分合等があつた場合における昭和二十九年度の基準財政
2 略	2 略
第三十二条略	第三十一条略
(報告書の作成方法)	(報告書の作成方法)
四号までに掲げる要件に従つて保存しなければならない。	
おいて準用する同条第一項第一号(同号ロに係る部分に限る。)から第	
、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第二十六条第二項に	
び第三号の上欄に掲げる者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを	
力マイクロフィルムの保存をする法第七百四十八条第一項の表第一号及	
3 法第七百五十五条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出	
た形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。	
保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とし	

第三条 第二条の三 (法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等) (法附則第九条第七項に規定する未収金) (法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出) 略 略 第三条 第二条の七 第二条の六 第二条の五 第二条の四 第二条の三 条の十三の規定の適用については、 条の十一の規定の適用については、 政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。 条の八の規定の適用については、 (法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等) 「政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。 (法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額の特例) (法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額の特例) 「政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。 (法附則第九条第七項に規定する未収金) (法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出) 削除 略 略 平成十九年度から平成二十七年度までの各年度に限り、 平成十九年度から平成二十七年度までの各年度に限り、 平成十九年度から平成一 同条中 一十七年度までの各年度に限り 同条中「政令第八条」とあるのは、 同条中 「政令第八条」とあるのは、 「政令第八条」とあるのは、 第三 第三 第三

## 第四条の六 略

#### 2 6 略

用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗

スは、立席を有しないものとする。 | 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定めるバ

輪荷重が記載されているものとする。 運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路で定める時の引の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。12 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、

## 第四条の六 略

#### 2 6 略

動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。は、当該トラックに係る自動車検査証に当該トラックが衝突被害軽減制- 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定めるトラック

運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する総務省令

輪荷重が記載されているものとする。

## 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号

目告示第九十三条第九項の基準とする。

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。10 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、

### 一及び二略

次に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げる自動車にあつては三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合

## ニに掲げる事項を除く。

### イ〜ハ 略

### 二 乗車定員

13 限り、 は、 より提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に 二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定に に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつて までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化 に掲げる事項は、 前項第一号ハからへまで 前項第一号ハからホまで)、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及びニ 前項の規定にかかわらず、 当該自動車に係る法第百二十二条第一 (法附則第十二条の二の五第一 記載を省略することができる 項若しくは第百 項から第三項

## (政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域)

第五条の三 堺市 域、 区 町 の区域、さいたま市の区域、 は、つくば市の区域、 域 田 流山市の区域、 0 市の区域、 区域、 生駒· 市 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区域 Ш  $\mathcal{O}$ )区域、 多摩市の区域、 西市の区域及び三田市の区域 船橋市の区域、 東大阪市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 豊中市の区域 市川市の区域、 (都市計画法第七条第二項 大和市の区域、 川口市の区域、 八王子市の区域 吹田市の区域 松戸市の区 鳩ヶ谷市 奈良市の

### 一及び二 略

### イ〜ハ 略

11 限り、 より提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に 二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定に に掲げる事項は、 は、 に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつて までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化 前項第 前項第一号ハからホまで)、 前項の規定にかかわらず、 一号ハからへまで(法附則第十二 当該自動車に係る法第百二十二条第一 前項第二号ハ又は同項第三号 記載を省略することができる 一条の二の五第 項若しくは 項から第一 第

## (政令附則第十条の三第三項の総務省令で定める区域)

第五条の三 堺市の 区域、 域、 の区域、さいたま市の区域、 町 は、つくば市の区域、 田市の区域、 流山市の区域、 生駒市 区域、 政令附則第十条の三第三項に規定する総務省令で定める区 の区域、 川西市の区域及び三田市の 多摩市の区域、 船橋市の区域、 東大阪市の区域、 つくばみらい市の区域、 八潮市の区域、 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 豊中市の区域、 区域 市 (都市計画法第七条第二項 大和市の区域、 川口市の区域、 川市の区域、 八王子市の区 吹田市の区域 松戸 奈良市 鳩ヶ谷市 市 の区

の市街化区域に限る。)とする。

## (政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

### 第六条略

2 7 略

の下欄に定める基準とする。

定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表8 政令附則第十一条第三項第一号から第六号までに規定する総務省令で 8

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

の市街化区域に限る。)とする。

## 第六条 略

2 5 7

略

定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表政令附則第十一条第三項第一号から第五号までに規定する総務省令で

の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類 基 準

9 19 略

9 { 19

略

に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十20 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入

号に定める要件に該当するものであることとする。<br/> 施設に限る。)の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各施設に限る。)の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。 の荷さばきを行うための固定的な施設(その附属施設を含む。)の敷の泊地の水深が十四メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物 学壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面

| 政令附則第十一条第九項 | に規定する総務省令で定める車両は、次の | 23 | 政令附緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。 | 緊急地震 | 政令附則第十一条第八項 | に規定する総務省令で定める償却資産は、 | 22 | 政令附

21

20

一及び二 略

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める

及び二略

されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタという。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定という。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定ビジョン放送(以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」

積の合計が九万平方メートル以上であること。

各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める3 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める車両は、次の緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。2 政令附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める償却資産は、

一及び二 略

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタめる地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信という。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定ビジョン放送(以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」 法附則第十五条第九項に規定するデジタル信号により送信されるテレ

タルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。工作物の影響によるものを除く。)又は他の電波の影響により地上デジする。)が、毎メートルーミリボルトに達しない地域(建築物その他のルテレビジョン放送の電界強度(地上十メートルの高さにおけるものと

ロット以下の無線局に係るものとする。 定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が○・三 装置のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第八条第一項の規 装置のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第八条第一項の規 場工十二項第二号に規定するデジタル送受信

タルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。工作物の影響によるものを除く。)又は他の電波の影響により地上デジする。)が、毎メートルーミリボルトに達しない地域(建築物その他のルテレビジョン放送の電界強度(地上十メートルの高さにおけるものと

ワット以下の無線局に係るものとする。

定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が○・三装置のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第八条第一項の規総務省令で定めるものは、第二十四項第二号に規定するデジタル送受信法附則第十五条第九項に規定する無線設備のうち小規模なものとして

27 法附則第十五条第十項に規定する雨水貯留浸透施設とする。 合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。 第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に

の以外のものとする。 省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するも28 法附則第十五条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で総務

が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。 燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る 法附則第十五条第十一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の

計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に30 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定めるところにより

28

掲げる設備とする。 政令附則第十一条第十 一項に規定する総務省令で定める設備は、 次に

ガス処理装置、 れらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、 スナッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、こ 天然ガス充塡設備 貯槽、 計装空気圧縮機、 液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、 熱量調整装置、 冷却散水ポンプ、貯水槽、 (ガス圧縮機、ディスペンサー及びサクショ 障壁、 万代塀、 キャノピー又は配管を ガス圧縮機用冷却装 液化天然ガス受入装 自然蒸発天然

定める金額とする。

購入した設備 次に掲げる金額の合計額

イ 数料 当該設備の購入の代価 関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合に (引取運賃、 荷役費 運送保険料 購入手

は その費用の額を加算した金額

当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計

口 その取得の 時における当該設備の取得のために通常要する価額

当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の

次に

31 掲げる設備とする。 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める設備は、

含む。) 置 置 ガス処理装置、 れらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、 スナッパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、 天然ガス充てん設備(ガス圧縮機、ディスペンサー及びサクション 貯槽、 計装空気圧縮機、 液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、 熱量調整装置、 冷却散水ポンプ、貯水槽、 障壁、 万代塀、 キャノピー又は配管を ガス圧縮機用冷却装 液化天然ガス受入装 自然蒸発天然

サーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと 槽 同時に設置する専用の制御装置、 ス圧縮機用冷却・加温装置、 水素充てん設備 水素受入装置、 (水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、 水素製造原料受入装置、 計装空気圧縮機、 サクションスナッパー、 貯槽、 冷却散水ポンプ、貯水 水素払出装置、 蓄圧器、 ディスペン ガ 水

サーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと

(水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、

ディスペン

水素充填設備

ス圧縮機用冷却・加温装置、

計装空気圧縮機、

冷却散水ポンプ、貯水

サクションスナッパー、

蓄圧器、

ガ

水素受入装置、

水素製造原料受入装置、

貯槽、

水素払出装置、

水

同時に設置する専用の制御装置、

壁、防火壁、万代塀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。)素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水

29 政令附則第十一条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところ

により計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該

各号に定める金額とする。

一 購入により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合にイ 当該設備の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手

は、その費用の額を加算した金額)

当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

購入以外の方法により取得した設備がに掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該設備の取得のために通常要する価額

当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次 | 3

30

一及び二 略

に掲げる要件に該当する船舶とする

規定する鉄道事業者(以下この項において「鉄道事業者」という。)又るものは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第七条第一項にの需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定める。 政令附則第十一条第十五項 に規定する地域住民の生活に必要な輸送

壁、防火壁、万代塀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。)素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水

省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。法附則第十五条第十二項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務

32

に掲げる要件に該当する船舶とする。37 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める国際船舶は、

次

及び二略

34

規定する鉄道事業者(以下この項において「鉄道事業者」という。)又るものは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第七条第一項にの需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定め政令附則第十一条第二十二項に規定する地域住民の生活に必要な輸送

者等」という。)で次に掲げるもの以外のものとする。は軌道法第四条に規定する軌道経営者(以下この項において「鉄道事業

### 一~五略

32 法附則第十五条第十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも 32 法附則第十五条第十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも 33 法附則第十五条第十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも 35 また 36 また 36

に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。る償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれか33 法附則第十五条第十三項に規定する車両の運行の安全性の向上に資す

### 一~八略

### 及び二略

るところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。 の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定め35 政令附則第十一条第十六項 に規定する総務省令で定める車両は、次

#### 一略

一 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業

の用に供されるもの(専ら観光の用に供するものを除く。) 又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業

法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める小規模な鉄

道事

36

者等」という。)で次に掲げるもの以外のものとする。は軌道法第四条に規定する軌道経営者(以下この項において「鉄道事業

### 一〜五略

に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。る償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれか36 法附則第十五条第十五項に規定する車両の運行の安全性の向上に資す

### 一~八略

### 及び二略

るところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。 の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める車両は、次

#### 略

39 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事の用に供されるもの(専ら観光の用に供するものを除く。)本数の増加又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業、列車の運行

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

### 一及び二略

及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。37 政令附則第十一条第十八項第二号 に規定する総務省令で定める家屋

### 一~三略

居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。)であつて、都市ので定めるものは、次の各号に掲げるもの(その利用について対価又は負頭、政令附則第十一条第十九項 に規定する家屋及び償却資産で総務省令

### 及び二略

を受けたものとする。

ものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。40 法附則第十五条第十九項 に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当41 政令附則第十一条第二十一項に規定する選定事業で総務省令で定める

42 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める土地は、国

該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする

### 及び二略

及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。40 政令附則第十一条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める家屋

#### 〜 三 略

程及び償却資産をいう。)とする。 屋及び償却資産をいう。)とする。 屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該 がる水の量に対する割合を乗じて得た額に係る部分(当該家屋及び償却 質産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより貯留されている水の当該 屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該

### 一及び二 略

ものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。 43 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定める

該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。 ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当4 政令附則第十一条第二十八項に規定する選定事業で総務省令で定める

| 45|| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める土地は、国

ところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。 (係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定める定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

### 一~四略

安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。
若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう4 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める

### 一~四略

食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。46 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める施設は、

### **~**四略

安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。 若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定める

#### 一 四 略

飲

50

政令附則第十

条第三十五項に規定する電気通信基盤充実臨時

?措置法

食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。 9 政令附則第十一条第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲

は総務大臣が別に定める施設 めるもの 同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。 (平成三 に設置するものに限る。 は 年法律第一 次に掲げるもの 一十七号) 第二条第一 (以下この項において 第 であつて 号 項第四号に掲げる設備 第三号及び第四号に掲げるもの 総務大臣が別に定める地域又 のうち総務省令で定 「指定施設」 (これと

サーバー用の電子計算機(これと同時に設置する附属の補助記憶装

区域に設置するものとする。

入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五9 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出

二号に規定する表示とする。

成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)第十六条第一項第

置又は電源装置を含む。)

□ 加入者系光ファイバケーブル(配線盤(き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。)との間を接続するものをいい、指定施設にがを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設にがを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設にがを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設にがを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設にがを用いた線路が接続される端末設備であるものを除く。)に限る。)

四 三 トコルに基づき、 経路を制御する機能を有するものをいう。 せる機能を有するもののうち、 め設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し ルーター ファイアウォール装置 (通信プロトコルに基づき、 電気通信信号を伝送し、 (不正アクセスを防御するために、 インターネットに対応するものをいう 電気通信信号を伝送し、 その経路を選択する機能を )又はスイッチ(通信プロ あらかじ 通過さ その

1 法附則第十五条第三十項 に規定する政府の補助で総務省令で定める 法附則第十五条第三十項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平るものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

48

法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示で総務省令で定め

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則

伞

港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

るものは、

ものは、

47

法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定める

有するものをいう。

各号に定める要件に該当するものであることとする。
湾施設に限る。)の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設(同項第一号に掲げる港

地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。の荷さばきを行うための固定的な施設(その附属施設を含む。)の敷の泊地の水深が十四メートル以上である場合。岸壁及びコンテナ貨物一、岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面

物の荷さばきを行うための上屋とする。を行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨を行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばき」。

の各号の全てに該当することとする。51 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める要件は、次

一 〜 三 略

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。53 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定める

の各号の全てに該当することとする。 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める要件は、次

平方メートル以上であることとする。 の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万 留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面 致令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める要件は、係

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。55 法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助で総務省令で定める

### 一〜三略

に掲げる設備とする。 55 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める設備は、次

とする。 可動式ホーム柵(これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。) 転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び

基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第合ものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 
は、同項に規定する認定発電設備で総務省令で定め

#### 三 略

に掲げる設備とする。 57 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める設備は、次

#### \ = 略

とする。 可動式ホーム柵(これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。) 可動式ホーム柵(これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。) 転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び 3 政令附則第十一条第四十二項第二号に規定するプラットホームからの

9 政令附則第十一条第四十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に とする。

(E) というでは、同項に規定する認定発電設備で総務省令で定める。 (E) というでは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 でする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 でする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備で総務省令で定め をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備で総務省令で定め をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備で総務省令で定め をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備で総務省令で定め をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備で総務省令で定め をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をする電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術 をするで定め、 をするで表する認定発電設備で総務省令で定め

のとする。 大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のも事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業一号に規定する低圧をいう。)の電線路を介して電気を供給する住宅、

59

する。 つては、 もののうち、 はタービン センサー は、 とする。 上となる場合のこれらのもの 廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらの にエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、 において同じ。 蓄熱槽、 法附則第十五条第三十五項に規定する機械類で総務省令で定めるもの 再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。 熱電併給型動力発生装置(エンジン 付三元触媒方式のものに限る。 に限るものとし、 当該合計値が八十パー 冷却装置、 (予混合希薄燃焼方式) 発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以 及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並び 系統連系用保護装置、 これらと同時に設置する専用の自動調整装置 (発電出力が十キロワット未満のものにあ セント以上となる場合のこれらのものと 低温選択還元脱硝方式 以下この項において同じ。 (希薄燃焼方式又はダブル酸素 ポンプ又は配管を含む。 熱電可変方 以下この項 又

60

法附則第十五条第三十六項に規定する補強のための工事で総務省令で

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令

(平成二十

第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同

定めるものは、

年国土交通省令第十六号)

令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事

とする。

大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のも事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業一号に規定する低圧をいう。)の電線路を介して電気を供給する住宅、

のとする。

- 30 -

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 2 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定める

## (政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)

第七条の二 有部分の床面積に算入するものとする。 専有部分の床面積の割合により配分して、 その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、 あるもの又は同条第二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分 を含む。 中災害被災家屋 場合を含む。 )に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋で 政令附則第十二条の二第二項 以下この項において同じ。 (同条第一 項第一号 (同条第七項において準用する場合 (同条第七項において準用する それぞれの各区分所有者の専 の規定の適用について、 同項

- の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 2 政令附則第十二条の二第八項に規定する総務省令で定める書類は、次
- 害被災家屋をいう。以下この号において同じ。)又は被災償却資産る場合 次に掲げる書類法附則第十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとす

口 詳細を明らかにする書類 災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第 宅島噴火災害」という。)により被害を受けたことについて東京都 象による東京都三宅村の区域に係る災害(以下この号において「三 害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被 係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災 三宅村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産 屋又は被災償却資産が平成十二年から平成十七年までの間の火山現 屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家 が三宅島噴火災害により滅失し、 (政令附則第十二条の二第四項第一号に規定する被災償却資産をい 項及び第一 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家 以下この号において同じ。 一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の )を所有していた者の氏名又は名称 又は損壊した旨を証する書類

不 政令附則第十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号まで又は同条第四項第三号おしくは第四号に掲げる者にあつては、この号のイ及び口に掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第四項第三号から第四号までに掲げる者にあつては、この号のほか、政令附則第十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては、この号の「選」という。)が、法附則第十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者又

けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

に掲げる書類 | 法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合 | 次

- 災害被災家屋(政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋が新潟県中越沖地震災害長が証する書類その他の当該災害被災家屋が所潟県中越沖地震による災害(以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。)により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地を記載したよがでいまする書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越沖地震によるにより減失し、又は損壊した旨を証する書類において準用する同人の対域失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税 ・ にとを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第 ・ たことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第 ・ にことを証する書類との他の災害被災家屋が存し ・ にことを証する書類との他の災害被災家屋が存し

号までに掲げる者にあつては、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項 別第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四 別第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四 別第十二条の二第七項において「相続人等」とい がら第四号までに掲げる者(以下この号において「相続人等」とい では、この号のイ及び口に掲げるもののほか、政令附 関第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号

## 第十六号の五様式

第16号の5様式記載要領

0 の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の 2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式

若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付

かいているよ

 $3 \sim 6$ 

器

## 第十六号の九様式

第16号の9様式記載要領

1~14 黙

15 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようと するいずれか一方にのみ記入をすること。) するか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受 減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようと 内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠

> 旨を証する書類 証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する

## 第十六号の五様式

第16号の5様式記載要領

 $\sim$ 式の申告書・修正申告書若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付 の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の すること。 告書、第34号の2の3様式の申告書・修正申告書、第34号の2の4様 2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式

 $3 \sim 6$ 器

## 第十六号の九様式

第16号の9様式記載要領

1~14 黙

15 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようと するか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受 するいずれか一方にのみ記入をすること。) けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠 減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようと 内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー

略第五十五号の四様式(附則第二条の三関係) 第五十	略第五十五号の三様式(附則第二条の三関係) 第五十	16~19	<u>員10人以上で立席のないバス等)(350万円控除)8</u>	(チ)ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(12t超かつ乗車定	乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除) ······ 7_	(ト) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(5t超12t以下かつ	(人) ~ (~) 曷
略第五十五号の四様式(附則第二条の六関係)	略第五十五号の三様式(附則第二条の六関係)	19 略					(人) ~ (~)

# 〇附則第三条による改正(地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)の一部改正)

七略	事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業	九の十四又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る	六 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十八条の	一〜五 略	事業は、次のとおりとする。	第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める	(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)	改正案
七 略	事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業	九の十三又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る	六 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十八条の	一~五 略	事業は、次のとおりとする。	第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める	(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)	現

〇附則第四条による改正(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八 号)の一部改正)

													地方税法施行令		法令名	別表(第三条関係)	
項(これらの規定を第一条及び第六条の六第三項	する場合を含む。)、第十	いては第一条及び第六条の	六条の八第五項において、	一項については第一条、第六条の五第二項及び第	含む。)、第六条の四第一項及び第二項	条及び第六条の三第三項にお	六条の三第一項及び第二項	の八第四項において準用さ	を含む。)、第六条の二の	、第六条の二の二(第一条において準用する場合	ついては第一条において準用する場合を含む。	第一条及び第二条第六項にお	第二条第二項及び第五項	略	条		改正
条及び第六条の六第三項	第六条の六第一項及び第二	の八第五項において準	項において、第六条の四第二項に	第六条の五第二項及び	一項及び第二項(同条第	において準用する場合を	項(これらの規定を第	いて準用する場合を含む。)、	第六条の二の三(第一条及び第六条	条において準用する場	準用する場合を含む。)	において、同条第五項に	(同条第二項については		項		案
坦		用	つ	第	第	を	_	第	条	台		15	は				
<u> </u>	<u></u>			第	第	<u>を</u>		第	条 	合 		<u>(۲</u>	は 地方税法施行令		法令名	別表(第三条関係)	
頃     項(これらの規定を第一条及び第六条の六第三項	二   する場合を含む。)、第六条の六第一項及び第二			5第   一   一項については第一条、第六条の五第二項及び第	(第    含む。)、第六条の四第一項及び第二項(同条第	を 条及び第六条の三第三項において準用する場合を	一   六条の三第一項及び第二項	第 の八第四項において準用する場合を含む。)、	条       を含む。)、第六条の二の三(第一条及び第六条	合     、第六条の二の二(第一条において準用する場合	ついては第一条において準用する場合を含む。)	に 第一条及び第二条第六項において、		略	令		現

五項において準用する場合を含む。)並びに附則 の八第二項、 項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則 九条の十二、第四十八条の十五の三第二項 において準用する場合を含む。)、第六条の八第 びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第 十五第八項及び第五十四条の四十八の二第 及び第五十四条の四十四第二項 の十五の三第一 の四第三項、 六条の二の二第五項において準用する場合を含む 第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項にお 十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八 十八条の十五の四第二項、 の九の八第二項、 六条の十一第三項、 いて準用する場合を含む。)、第六条の十第一項 )、第六条の十一第一項 第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十 一条の四第三項、 項から第三項まで(これらの規定を第一条にお 第三項及び第四項(これらの規定を第一条、 て準用する場合を含む。)及び第五十六条の十 第三十二条の五第三項、 第九条の九の九第二項、 項、 第九条の九の九第二項、 第三十二条の五第三項、 第六条の十二第二項、 第四十八条の十五の四第二項 第五十三条の四、 (第一条、 (第五十四条の四 第九条の九 第四十八条 第三十二条 第九条 第三十 一項 第四 第五 並

五項において準用する場合を含む。)並びに附則 の十五の三第一 の八第二項、 項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則 九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、 いて準用する場合を含む。)、第六条の十第一項 において準用する場合を含む。)、第六条の八第 びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第 十五第八項及び第五十四条の四十八の二第 及び第五十四条の四十四第二項 の四第三項、 六条の二の二第五項において準用する場合を含む 第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項にお 十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八 十八条の十五の四第二項、 二条の四第三項、 の九の八第二項、 六条の十一第三項、 )、第六条の十一第一項 第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十 項から第三項まで(これらの規定を第一条にお 第三項及び第四項(これらの規定を第一条、 て準用する場合を含む。)及び第五十六条の十 第三十二条の五第三項、 第九条の九の九第二項、 項、 第九条の九の九第二項、 第三十二条の五第三項、 第六条の十二第二項、 第四十八条の十五の四第二項 第五十三条の四、 (第一条、 (第五十四条の四 第四十八条 第九条の九 第三十二条 第三十 第九条 一項並 第四 第五 第

第一 )、第九条の九の二第一項 項については第一条、 む。 らの規定を第一条において準用する場合を含む。 規定を第一条において準用する場合を含む。)、 準用する場合を含む。)、第六条の二十、第七条 第五項 第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項 び第二十四条の五において準用する場合を含む び第二十四条の五において、 条の二第一項 条の二において準用する場合を含む。)、第二十 の七第十三項、 第九条の二第一項 の四の七第一項及び第八条の四第一項(これらの の三の三第一項、第七条の三の四第一項、 において準用する場合を含む。)、第六条の十二 二十四条の四の二、 項において準用する場合を含む。)、第二十五 これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第 第二十四条の四第一 項については第一条、第二十四条の四の二及 項において準用する場合を含む。)、第九条 (第一条及び第六条の十二第七項において 第二十四条の三第一項及び第三項 (第一条において準用する場合を含 第二十三項及び第二十七項(これ (第一条及び第四十八条の十二 第二十四条の四の三第二 第二十四条の四第五項、 項、 (第一条及び第五十七 第二十四条の三第三 第三項及び第四項 、第七条 三項 (同条 第

第五項 項については第一条、 む。 )、第九条の九の二第一項 らの規定を第一条において準用する場合を含む。 第 規定を第一条において準用する場合を含む。)、 の三の三第一項、第七条の三の四第一項、 準用する場合を含む。)、第六条の二十、第七条 第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項 び第二十四条の五において準用する場合を含む び第二十四条の五において、 条の二第一項 条の二において準用する場合を含む。)、第二十 の七第十三項、 第九条の二第一項 の四の七第一項及び第八条の四第一項(これらの において準用する場合を含む。)、第六条の十二 これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第 二十四条の四の二、 、第二十四条の四第一 項において準用する場合を含む。)、第二十五 項については第一条、 項において準用する場合を含む。)、第九条 (第一条及び第六条の十二第七項において 第二十四条の三第一項及び第三項 (第一条において準用する場合を含 第二十三項及び第二十七項(これ (第一条及び第四十八条の十二 第二十四条の四の三第二 第二十四条の四第五項、 項、 第二十四条の四の二及 (第一条及び第五十七 第二十四条の三第三 第三項及び第四項 第七条 二項及 (同条 第

第一項、 項、 項、 第五十七条の三において準用する場合を含む。) 第一項において準用する場合を含む。)、第五十 びに第四十八条の九の九(これらの規定を第一条 第 第四十五条の二の三第一項、 条の四の二第一項、 条第一項、 合を含む。)、第五十四条の三十二の二第一項 第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第 する場合を含む。)、第五十二条の十八第一項、 十三第二十八項(これらの規定を第五十七条の二 十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の において準用する場合を含む。)、第四十八条の 条の十五第一項、 第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の 一第一項、 項 一条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第 第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第 (これらの規定を第五十七条の三において準用 項、 第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五 第四十四条の三第一項、 (これらの規定を第一条において準用する場 第四十三条の十二の二第一項、第四十三 第四十八条の九の八第一項及び第四項並 第三十五条の二の二第一項、第三十五 第四十条第一項、 第七項、第十三項及び第十七項 第三十五条の七の四第一項 第四十二条の四の二 第四十六条の三第 第四十五条第 一項

第一項、 項、 第五十七条の三において準用する場合を含む。) する場合を含む。)、第五十二条の十八第一項、 びに第四十八条の九の九(これらの規定を第一条 第四十五条の二の三第一項、 条の四の二第一項、 条第一項、 第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第 十三第二十八項(これらの規定を第五十七条の二 十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の において準用する場合を含む。)、第四十八条の 条の十五第一項、 第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の 合を含む。)、第五十四条の三十二の二第一項 二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一 一第一項 項(これらの規定を第一条において準用する場 第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第 一項において準用する場合を含む。)、第五十 (これらの規定を第五十七条の三において準用 第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五 第四十四条の三第一項、 項、 第四十三条の十二の二第一項、第四十三 第四十八条の九の八第一項及び第四項並 第三十五条の二の二第一項、第三十五 第四十条第一項、 第七項、第十三項及び第十七項 第三十五条の七の四第一項、 第四十五条第一項 第四十六条の三第一 第四十二条の四の二

行規則 項、 八項、 びに附則第十条第三項、 規定を第一条において準用する場合を含む。)並 項及び第五十六条の九十二の二第一項(これらの 四条の五十七第一項(これらの規定を第五十七条 準用する場合を含む。)並びに第五十四条の四十 条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条 び第八項 第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を 及び第十六項 る場合を含む。)、 十九の二第一項(第五十七条の三において準用す おいて準用する場合を含む。)、第五十六条の四 五十六条の十一第一項(これらの規定を第一条に 条の五十九の二第一項、 の三において準用する場合を含む。)、第五十四 六第五項、 の二第五項及び第十六条の二の三第五項において 十四条の四十三第一項(第五十四条の四十五第八 七条の三において準用する場合を含む。)、第五 第五十四条の四十二第一項、 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十 (昭和二十九年総理府令第二十三号) 附則 (これらの規定を第五十四条の四十五第 第五十四条の四十八第一項及び第五十 (同条第三項については地方税法施 第五十六条の八十九の三第 第五十五条第一項及び第 第六項、第七項、第九項 第三項、第六項及

行規則 項及び第五十六条の九十二の二第一項(これらの 項、 八項、 第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を びに附則第十条第三項、 規定を第一条において準用する場合を含む。)並 四条の五十七第一項(これらの規定を第五十七条 準用する場合を含む。)並びに第五十四条の四十 条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条 七条の三において準用する場合を含む。)、第五 び第八項 及び第十六項 る場合を含む。)、 十九の二第一項(第五十七条の三において準用す おいて準用する場合を含む。)、第五十六条の四 五十六条の十一第一項(これらの規定を第一条に 条の五十九の二第一項、 の三において準用する場合を含む。)、第五十四 の二第五項及び第十六条の二の三第五項において 十四条の四十三第一項(第五十四条の四十五第八 六第五項、 第五十四条の四十二第一項、 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七 第五十四条の四十八の二第一項及び第五十 (昭和二十九年総理府令第二十三号)附則 (これらの規定を第五十四条の四十五第 第五十四条の四十八第一項及び第五十 (同条第三項については地方税法施 第五十六条の八十九の三第一 第五十五条第一項及び第 第六項、第七項、 第三項、 第六項及 第九項

略	略
合を含む。)	合を含む。)
十項 (これらの規定を第一条において準用する場	十項 (これらの規定を第一条において準用する場
十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第	十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第
、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三	、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三
一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項	一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項
六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十	六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十
、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十	、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十
項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項	項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項
、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六	、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六
除く。)、第十二条第九項、第十二条の二第八項	除く。)、第十二条第九項